

訪問看護介護員安全確保事業について

訪問看護師・訪問介護員のサービス提供時の安全を確保するため、訪問看護師・訪問介護員安全確保・離職防止対策事業として、下記のとおり実施します。

【事業の目的】

訪問看護師等が介護サービスを提供するにあたり、暴力行為等の対策として複数名でのサービスの提供が必要となる場合であって、利用者または家族等の同意が得られないことにより複数名訪問加算等を算定することができない事業者に対し、複数名訪問加算等に相当する額の一部を補助することで、訪問看護師等の安全確保を図り、離職防止に資することを目的とするものです。

【補助事業対象者】

①～③の要件をすべて満たす場合

- ① 兵庫県内の指定訪問看護事業所、指定介護予防訪問看護事業所、指定訪問介護事業所
- ② 補助事業にかかる利用者が高砂市の被保険者であること。
- ③ 二人訪問加算の利用者等への同意依頼を行うとともに、暴力行為等の解決に向けた取り組みや被害の軽減を図るための対応を行っていること。

【補助対象サービス】

①及び②の要件を満たす場合

- ① 訪問看護師・訪問介護員に対する暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為の事実があること、又はその被害を受けるおそれがあることから複数での訪問が必要と認められること。
- ② 複数でのサービス提供について、利用者及び家族等の同意が得られないことに相当の理由があり、介護報酬の加算が適用できないと認められること。

【補助額】 ※補助を受けるためには、事前協議が必要です。

補助額 = 補助基準額 × 2/3 (10 円未満切り捨て)

兵庫県1/3 市1/3 事業所1/3

時間	30分未満	30分以上
看護師等	2,540 円	4,020 円
看護師等と看護補助者	2,010 円	3,170 円

時間	20分未満	20～30分未満	30分以上
訪問介護(介護予防は除く)	1,630 円	2,440 円	3,870 円